

平成20年9月22日

広島市議会議長  
藤田博之様

提出者  
広島市議会議員

木山徳和 熊本憲三  
太田憲二 星谷鉄正  
元田賢治 中原洋美  
永田雅紀 馬庭恭子

地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書案

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣

（）にて

広島市議会議長名

地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書案

近年、中国産冷凍ギョーザへの毒物混入事件、こんにゃく入りゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故など、多くの分野で消費者被害が発生し、また顕在化しています。さらに多重債務者問題、投資詐欺商法、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にあります。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化及び強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」を検討するなど、消費者行政の充実・強化の必要性が取り上げられています。

一方、地方自治体の消費生活相談窓口である消費生活センターは、消費者にとって身近で頼りになる相談施設であり、被害の多くは消費生活センターに寄せられています。全国の相談件数は約110万件で10年前の3倍強に増加しており、その役割は一層重要となっています。

しかしながら、地方自治体を取り巻く社会経済環境は厳しさを増しており、消費者行政予算は年々削減されています。そのため、相談窓口は十分な体制がとれず、あつせん率の低下や啓発も十分に行えないなど、数多くの問題を抱えています。

消費者利益を守るためにには、地方の消費者行政の充実・強化が不可欠であり、政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実効あるものとするため地方消費者行政を飛躍的に充実させること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言しています。

よって、国会及び政府におかれでは、真に消費者が主役の消費者行政を実現するため、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

- 1 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言及びあっせん等により解決されるよう、消費生活センターの設置、業務及び苦情のあっせん処理を始めとする諸機能等を法的に位置付けるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築することなど、必要な法制度の整備を行うこと。
- 2 地方消費者行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充・強化するための財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。